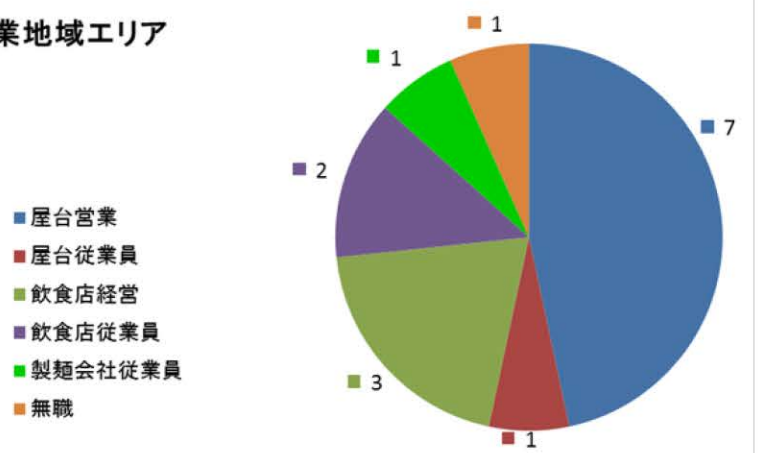


# 第二次（面接）審査及び最終候補者について（案）

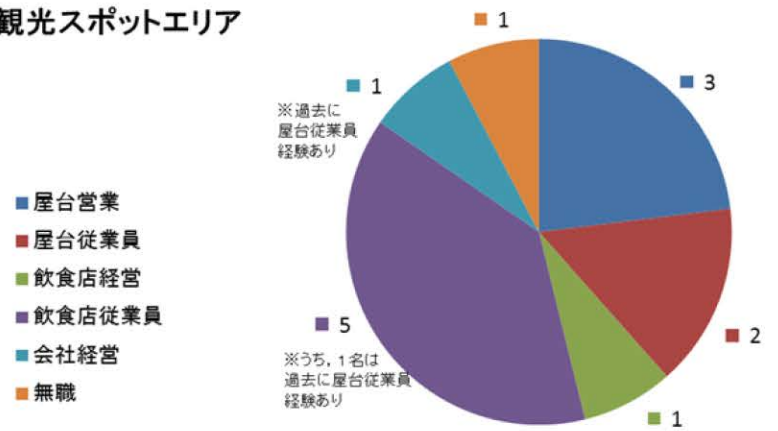
## 1. 各審査部会における第二次通過者（案）の概要 (単位：人)

募集区分	商業地域	観光スポット	計
募集箇所数	15	13	28
応募数	53	55	108
一次通過者数	20	17	37
二次通過者数	15	13	28

### 商業地域エリア



### 観光スポットエリア



## 2. 審査部会による面接審査について

エリアの特性や提出された応募書類の状況などを踏まえ、各部会ごとに質問項目や採点の方法を定めた上で実施した。

### 商業地域エリア

- 評価基準
  - 書類審査の結果をベースに、営業計画書に関する質疑によりの実現性や信頼性、意欲などを確認し、加点・減点を行った。
- 面接の流れ(15分/人)
  - ①応募動機(3分程度)
  - ②営業計画書に関する質問(各審査員より個別質問)
    - ・平成25年の屋台条例施行に対する意見
    - ・計画書の提案に対する具体的なアイデアや手法
    - ・他の屋台との連携について考えていること 等
  - ③審査員へ自由なメッセージ(1分程度)
- 採点結果と審査員意見 別紙①

### 観光スポットエリア

- 評価基準
  - エリアの特性から、観光客のおもてなしに対する意識や、楽しませられる資質が必要と考え、営業計画書に関する質疑によりの実現性や信頼性、意欲などを確認するとともに、魅力的なメニューを提供する意欲、インバウンド受入対策、店主として必要なコミュニケーション能力などについて審議し、最大30点の加点で評価した。
- 面接の流れ(15分/人)
  - ①屋台営業への思い、自己PR(3分程度)
  - ②営業計画書に関する質問(各審査員より個別質問)
    - ・メニューについて(英語での簡単な問いかけを含む)
    - ・人の配置と収支計画について
    - ・3年後、5年後の展望 等
  - ③審査員への自由なメッセージ(1分程度)
- 採点結果と審査員意見 別紙②

## 3. 屋台営業候補者の決定について

応募者の中から屋台選定委員会が適当と認める者（第3回屋台選定委員会で決定）のうちから、市長が「屋台営業候補者」を決定する。

### 【今後のスケジュール】

- 平成28年12月中旬 屋台営業場所選択会
- 平成28年12月末 屋台営業候補者決定通知発送
- 平成29年4月1日 公募屋台営業開始